猟銃等所持者のみなさまへ

令和7年3月1日から制度が変わります!

猟銃等***の眠り銃取消し要件の拡大 ※1 猟銃・空気銃・クロスボウ

猟銃等を3月1日以降2年間許可用途に供し ていない場合、所持許可を取り消される可能 性があります。※2

複数の用途で所持許可を受け、一部の用途に 3月1日以降2年間供していない場合、その 用途で使用できなくなる可能性があります。



射撃場で練習する際に猟銃等を使用しただけで は、「狩猟・有害鳥獣駆除」のいずれの用途に 供したともいえません。



技能講習で猟銃等を使用しただけでは、「狩 猟・有害鳥獣駆除・標的射撃」のいずれの用途 に供したともいえません。

3月1日より前から所持許可を受けていた猟銃等については、3月1日より前の時点から継続して3年以上許可用途に供してい ない場合にも、所持許可を取り消される可能性があります。

帳簿に記載する事項

ライフル実包以外の実包については、散弾・ 単弾のどちらなのかを記載してください。

実包を消費したときには使用した猟銃の許可 番号(銃番号でも可)を記載してください。



実包を消費したときに帳簿にその用途も記載 することで使用状況を管理しやすくなります。

銃身を追加する手続

種類(「ライフル銃」か「ライフル銃以外 か」)が異なる銃身を追加するときは新規所 持許可の手続が必要となります。



同じ種類の銃身を追加する際には、今までどお り、**許可証の書換え**手続で足ります。



違う種類銃身を追加する際には、追加する銃身 **の種類の教習を受ける必要**があります。

ハーフライフル銃[®]をお持ちの方

銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋

技能講習

更新時にはライフル銃の技能講習(ライフル 射撃場での単弾射撃)を受ける必要がありま す。



ハーフライフル銃と散弾銃を所持している場合 それぞれの技能講習を受ける必要があります。 ハーフライフル銃と平滑(散弾銃)の替え銃身 **を所持している場合**も同様です。

射擊教習

現在散弾銃を所持していない方が、新たに散 弾銃を所持しようとする場合、別途散弾銃の 射撃教習を受ける必要があります。



平滑(散弾銃)の替え銃身を所持しようとする 場合も同様に、散弾銃の射撃教習を受ける必要 があります。

サボットスラッグ弾の扱い(今までどおり)

無許可譲受数量中、サボットスラッグ弾は 「ライフル実包50個」に含まれません。

実包の譲受許可申請書には、今までどおりサ ボットスラッグ弾の番径を記載してください。



サボットスラッグ弾については、従来どおり 「銃用実包300個」の中に含まれます。 内数規制はありません。